

★ 広島県宿泊税条例（条例第三十二号）（税務課）

一 制定の理由

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を新設し、その納税義務者や税率などの必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 用語の定義

地方税法及び広島県税条例において使用する用語の例による。

2 納税義務者等

宿泊税は、旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

3 課税免除

(一) 宿泊料金が一人一泊六千円未満の宿泊に対しては、宿泊税を課さない。
(二) 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているものに対しては、宿泊税を課さない。
(三) (二)に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者に対しては、宿泊税を課さない。

4 税率

宿泊税の税率は、宿泊者一人一泊につき二百円とする。

5 徴収の方法

宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

6 特別徴収義務者

(一) 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に係る旅館業法第三条第一項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者とする。
(二) 特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。

7 申告納入の手續等

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、納入金を納入しなければならない。

8 特別徴収義務者としての登録等

特別徴収義務者となるべき者は、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収

義務者としての登録を申請し、証券の交付を受けなければならない。

(一) 証券の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(二) 証券は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

(三) 証券の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証券を知事に返納しなければならない。

9 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、既に納入されている宿泊税額に相当する額を還付し、又は宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除する。

10 納税管理人

特別徴収義務者は、県内に住所等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告書により知事に申告してその承認を受けなければならない。

11 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等

(一) 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額を記載した帳簿を備え、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(二) 特別徴収義務者は、宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されている書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して二年を経過する日まで保存しなければならない。

12 更正及び決定の通知等

(一) 地方税法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知、同法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び同法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式による通知書により行う。

(二) 特別徴収義務者で(一)の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する納期限までに納入しなければならない。

13 賦課徴収

宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は広島県税条

例の定めるところによる。

- 14 犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の範囲
宿泊税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四
号に規定する法定外目的税とする。

15 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

16 帳簿の記載義務違反等に関する罪

次のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又
は五十万円以下の罰金に処する。

- (一) 8 (一)、8 (二)又は8 (三)の規定に違反したとき。
- (二) 11 (一)の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、
若しくは虚偽の記載をしたとき、又は帳簿を隠匿したとき。
- (三) 11 (一)の規定に違反して帳簿を五年間保存しなかったとき。
- (四) 11 (二)の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若し
くは虚偽の書類を作成したとき、又は書類を隠匿したとき。
- (五) 11 (二)の規定に違反して書類を二年間保存しなかったとき。

17 納税管理人に係る不申告に関する過料

特別徴収義務者で10の申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しな
かった場合においては、十万円以下の過料を科する。

三 施行期日等

1 施行期日

- (一) 三 4に係る規定 令和六年十二月二十三日
- (二) (一)以外に係る規定 地方税法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意
を得た日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日

2 適用区分

この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（
施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税に
ついて適用する。

3 経過措置

施行日において現に宿泊施設を営業している者は、施行日に宿泊施設の営業を開始
するものとみなして、特別徴収義務者としての登録等の手続を行う。

4 準備行為

特別徴収義務者としての登録等の手続及び納税管理人の承認等の手続は、施行日前
においても行うことができる。

5 検討

- (一) この条例の施行後五年ごとに、施策の効果及びこの条例の施行の状況を勘案し、

宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(二) (一)の規定にかかわらず、知事は、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産を定める条例（条例第三十三号）（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構の保有する重要な財産であつて、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる場合に処分しなければならないもの及び同法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を必要とする重要な財産を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、法第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産に関し必要な事項を定めるものとする。

2 法第六条第四項の条例で定める重要な財産

法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額）が五十万円以上（当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）のものとする。

3 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産

予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価格）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（条例第三十四号）
（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

地方独立行政法人広島県立病院機構への引継ぎに係る法第五十九条第二項に規定する県の内部組織は、次に掲げるものとする。

- 1 県立広島病院
- 2 県立安芸津病院

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（
条例第三十五号）（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設立する地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定める。

2 最低負担額

法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関する知事の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において役員等が法人から支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他給付の一事業年度当たりの額に相当する額として算定される額に、次に掲げる役員等の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額とする。

(一) 理事長又は副理事長 六

(二) 理事 四

(三) 監事又は会計監査人 二

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県宿泊税基金条例（条例第三十六号）（観光課）

一 制定の理由

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 広島県宿泊税条例の規定により県に納入された宿泊税額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

広島県宿泊税条例の施行の日

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三十七号）（病院事業局）

一 提案の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島病院、県立安芸津病院及び県立二葉の里病院の設置及び運営を行う地方独立行政法人広島県立病院機構を設立することに伴い、関係条例の規定を整理し、及び関係条例を廃止した。

二 改正の内容等

1 一部改正する条例

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県情報公開条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理
行政不服審査法施行条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除することに伴う関係規定の整理
広島県個人情報保護に関する法律施行条例	広島県病院事業に従事する職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理
広島県職員定数条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理
職員の給与に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理
特別職の退職手当に関する条例	広島県病院事業に従事する職員が職員の定年等に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理
広島県企業職員等定数条例	広島県病院事業に従事する短時間勤務の定年等に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	広島県病院事業に従事する短時間勤務会計年度任用職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理
職員の定年等に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理
短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	公の施設としての県立病院が廃止となることに伴う関係規定の整理
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	県立病院使用料及び手数料条例が廃止になることに伴う関係規定の整理
議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例	
住民基本台帳法施行条例	

条 例 名	廃 止 の 理 由
県立病院使用料及び手数料条例 広島県病院事業の設置等に関する条例 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	公の施設としての県立病院の廃止に伴う 公の施設の使用料等の廃止 地方独立行政法人広島県立病院機構設立 に伴う広島県病院事業の廃止

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十八号）（総務課）

一 改正の要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど、次の条例について必要な規定の整理を行った。

- 1 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- 2 行政不服審査法施行条例
- 3 広島県個人情報情報の保護に関する法律施行条例
- 4 職員の給与に関する条例
- 5 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- 6 職員の退職手当に関する条例
- 7 特別職の退職手当に関する条例
- 8 広島県吏員恩給条例
- 9 広島県統計調査条例
- 10 広島県青少年健全育成条例
- 11 広島県生活環境の保全等に関する条例
- 12 広島県立自然公園条例
- 13 広島県自然環境保全条例
- 14 広島県野生生物の種の保護に関する条例
- 15 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 16 広島県動物愛護管理条例
- 17 広島県心身障害者扶養共済制度条例
- 18 広島県土砂の適正処理に関する条例
- 19 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例
- 20 広島県砂防指定地管理条例
- 21 広島県屋外広告物条例
- 22 金属くず業条例
- 23 集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例
- 24 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- 25 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 26 広島県暴走族追放の促進に関する条例
- 27 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例
- 28 広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例
- 29 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例
- 30 広島県暴力団排除条例

二 施行期日等

1 施行期日

令和七年六月一日

2 経過措置

罰則の適用及び人の資格に関する必要な経過措置を設けた。

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（財政課）

一 改正の要旨

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う用語及び第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う用語及び第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の改正
広島県警察関係手数料条例	旅券法施行令の改正に伴う一般旅券の発給手数料の改正及び電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給申請をする場合の手数料の新設 介護支援専門員実務研修手数料等の改正 道路交通法の一部改正に伴う特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する手数料の新設及び運転免許関係手数料の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 2 (二)の措置 令和六年十二月二十三日
- (二) 広島県手数料条例のうち大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う用語及び第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料の改正並びに2 (一)の措置 令和七年三月一日
- (三) 広島県手数料条例のうち旅券法施行令の改正に伴う一般旅券の発給手数料の改正及び電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給申請をする場合の手数料の新設、広島県警察関係手数料条例の改正並びに2 (三)の措置 令和七年三月二十四日
- (四) 広島県手数料条例のうち介護支援専門員実務研修手数料等の改正 令和七年四月一日

2 経過措置

- (一) 施行の際現に大麻草採取栽培者の免許を受けている者のための必要な経過措置を設けた。
- (二) 第一種大麻草採取栽培者の免許の申請のための必要な経過措置を設けた。
- (三) 一般旅券の発給手数料について、必要な経過措置を設けた。

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

県内の医療提供体制の確保に向けて、広島県医師育成奨学金について医師として従事することにより返還の債務を免除することができる医療機関を見直し、地域の実情に応じて必要な医師を柔軟に配置できるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十二月二十三日

★ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（社会援護課）

一 改正の要旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、救護施設及び更生施設について入所者ごとの個別支援計画の作成を義務付けるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十二月二十三日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十二号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するとともに、新たに情報職の職員に適用する人事・給与制度を定めるなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 令和六年度の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 令和七年度の給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(三) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 後	現 行
医療職給料表(一)適用者	三七〇、四〇〇円	三六九、五〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五一、六〇〇円	五一、一〇〇円

(2) 獣医師の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	改 正 後	現 行
獣医師	六〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

(3) 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げる等の改定を行った（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものを除く。）。

(4) 地域手当

地域手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	改 正 後	現 行
東京都特別区	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一八・七
大阪府大阪市	一〇〇分の一六	一〇〇分の一四・七
広島市	一〇〇分の八	一〇〇分の六・二
その他の広島県内の地域	一〇〇分の四	一〇〇分の三・二

(5) 住居手当

(5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとした。

(6) 通勤手当

通勤手当の支給上限額を月額十五万円に引き上げることとした。

(7) 単身赴任手当

採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、単身赴任手当を支給することとした。

(8) 特地勤務手当等

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、特地勤務手当等を支給することとした。

(9) 期末手当

期末手当の支給割合を次とおり改定した。

区分	支給月		改 正 後	現 行
	六月	一二月		
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇五
	一二月	一〇〇分の一〇七・五		
特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）	六月	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の八五
	一二月	一〇〇分の八七・五		
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五八・七五	一〇〇分の五八・七五
	一二月	一〇〇分の六〇		
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員に限る。）	六月	一〇〇分の五〇	一〇〇分の四八・七五	一〇〇分の四八・七五
	一二月	一〇〇分の五〇		

(10) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次とおり改定した。

区分	支給月		改 正 後	現 行
	六月	一二月		
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五	一〇〇分の一〇二・五
	一二月	一〇〇分の一〇五		
特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一二二・五	一〇〇分の一二二・五
	一二月	一〇〇分の一二五		

定年前再任用短 時間勤務職員（ 特定幹部職員を 除く。）	六月	一〇〇分の五〇	一〇〇分の四八・七五
	一二月	一〇〇分の五〇	一〇〇分の四八・七五
定年前再任用短 時間勤務職員（ 特定幹部職員に 限る。）	六月	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五八・七五
	一二月	一〇〇分の六〇	一〇〇分の五八・七五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

任期付研究員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

任期付研究員	支給月	改正後	現行
	六月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

特定任期付職員	支給月	改正後	現行
	六月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五
	一二月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五

(2) 令和七年度以降の支給割合

特定任期付職員	支給月	改正後	現行
	六月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五五
	一二月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五五

(三) 特定任期付職員業績手当の廃止

特定任期付職員業績手当を廃止した。

(四) 勤勉手当の支給

特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給するとともに、支給割合を次のとおりとした。

区分	特定任期付職員		修正後	現行
	支給月	六月		
	支給月	六月	一〇〇分の七七・五	非支給
	支給月	十二月	一〇〇分の七七・五	非支給

4 特別職の職員等の期末手当の改定
 県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	特別職の職員等		修正後	現行
	支給月	六月		
	支給月	六月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五
	支給月	十二月	一〇〇分の一五五	一〇〇分の一五二・五

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定
 (一) 報酬の改定
 短時間勤務会計年度任用職員の報酬を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定した。
 (二) 期末手当の改定
 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	短時間勤務会計年度任用職員(任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。)		修正後	現行
	支給月	六月		
	支給月	六月	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇五
	支給月	十二月	一〇〇分の一〇七・五	一〇〇分の一〇五

(三) 勤勉手当の改定
 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	短時間勤務会計年度任用職員(任用期間が六月以上の職員のうち月額報酬の者に限る。)		修正後	現行
	支給月	六月		
	支給月	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五
	支給月	十二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇二・五

6 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度
 国や民間企業の状況を踏まえ、デジタル技術を有する人材を確保・育成していくため、次のとおり必要な人事・給与制度を整備することとした。
 (一) 人事委員会の給与勧告のとおりに情報職給料表を定めた。
 (二) 情報職給料表に応じた等級別基準職務表を定めた。
 (三) 情報職給料表四級以上の職員の昇給について、昇給しないことを標準とした。

(四) 退職手当について、行政職給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮し、調整を行った。

(五) (一)から(四)までのほか、必要な規定の整備を行った。

7 その他

- (一) 令和七年度以降の給料表の改定に伴い、号給の切替え等に係る経過措置を定めた。
- (二) 扶養手当の改定に伴い、配偶者及び子の支給額に係る経過措置を定めた。
- (三) 地域手当の改定に伴い、支給割合等に係る経過措置を定めた。
- (四) 地域手当の改定に合わせ、給料月額に百分の百一・三を加算する措置を廃止した。
- (五) 単身赴任手当の改定に伴い、必要な経過措置を定めた。
- (六) 再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当を支給することに伴い、必要な経過措置を定めた。
- (七) その他必要な改正を行った。

三 施行期日等

1 二1(一)並びに(三)1、(9)及び(10)、二2、二3(一)及び(二)1並びに二4及び5については、令和六年十二月二十三日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

2 二7(四)については、令和八年四月一日から施行する。

3 1及び2以外については、令和七年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十三号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の令和六年十月十八日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 令和六年度の市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 2 令和七年度以降の市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

- 1 二一については、令和六年十二月二十三日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
- 2 二二及び三（給料月額の水準調整のための規定を廃止する規定を除く。）については、令和七年四月一日から施行する。
- 3 二三のうち、給料月額の水準調整のための規定を廃止する規定については、令和八年四月一日から施行する。